

審査採択
は随時！

静岡県中小企業等省エネ設備導入促進事業



静岡県では中小企業等の**省エネ設備**導入を**支援**します！

静岡県地球温暖化防止条例第12条第2項に定める「温室効果ガス排出削減計画書制度」へ
参画する県内の中小企業等の脱炭素化・省CO₂性の高い設備等の導入を支援します。

< 補助金の交付額 >

上限 **200** 万円 / 下限 **20** 万円

補助率 補助対象経費の3分の1以内

エネルギー
見える化で
経営改善

< 対象事業者 >

県内外に設置する工場・事務所・その
他事業場全体での年間エネルギー使用
量が原油換算で1,500klに満たない

法人及び個人事業主

※会社・個人事業主の場合は、中小企業等経営強化
法の中小企業者が対象となり、資本金・従業員数に
基準があります。

▷ 複数事業者による共同実施やリース契約も可

< 対象設備 >

申請者が所有する県内の工場・
事務所・その他事業場に設置する
空調・給湯・換気・照明設備 等

既存の設備の更新で、
導入前と比べてCO₂排出量を
5%以上削減できること



※画像は一例です



< 募集期間 >

令和4年12月28日(水)まで

※予算に達した段階で、採択を締め切ります。

< 事務局 >

一般社団法人静岡県環境資源協会



応募要領・提出様式等詳細はこちらから ▷ http://www.siz-kankyou.jp/sizhojo_r4.html

お問い合わせはこちらまで ▷ E-mail sizhojo@siz-kankyou.or.jp

TEL 050-3528-8042(受付時間 平日 10時~17時)

< 補助対象となる経費・設備 >

経費区分の範囲は、①設計費 ②設備費 ③工事費 です。設備等の範囲は以下の通りです。

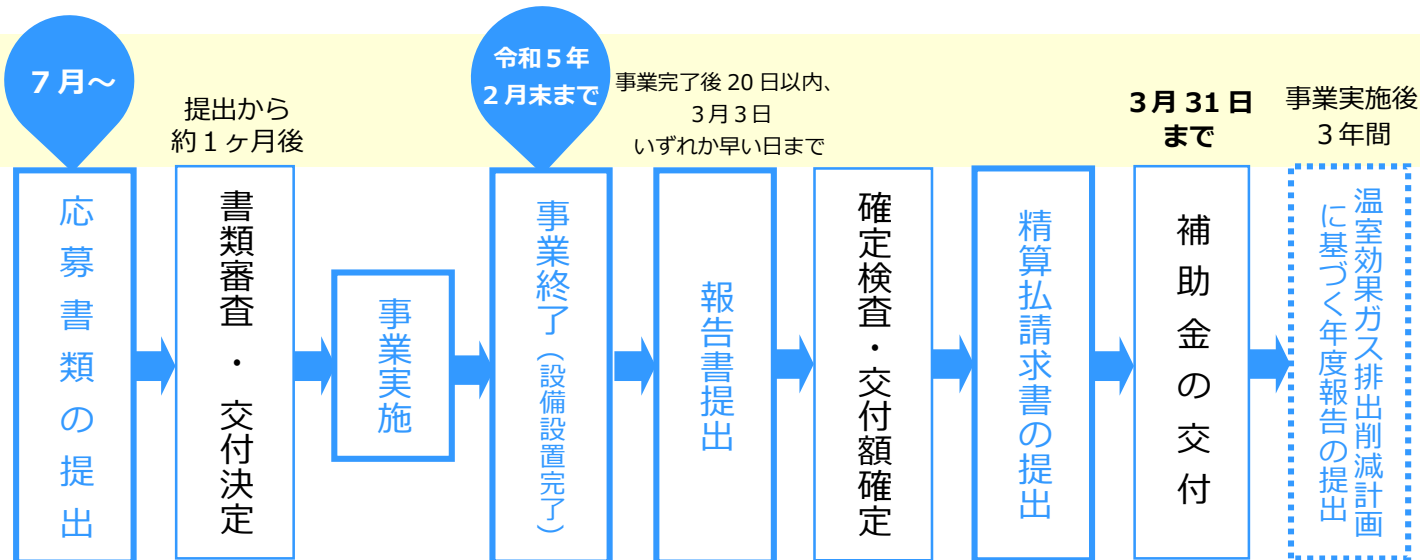
- 空調設備：熱源・ポンプ・空調機器等、ルームエアコン
- 給湯設備：給湯器、ボイラー
- 照明設備：LED 等 ※単体は不可。
- 換気設備：省エネ型の第1種換気設備等
- 冷凍冷蔵設備
- 産業用ボイラ（蒸気ボイラ、温水ボイラ）
- 産業用モータ（ポンプ、送風機、圧縮機等）
- 電気設備：受変電設備、分電盤・動力盤等
- ガス：供給設備
- BEMS、FEMS、測定器 ※運用管理等に必要な場合のみ。導入する場合は別途計画を記載すること

▶ 高効率機器に限る等、その他注意事項や補助対象とならない経費については、ホームページ掲載の応募要領をご確認ください。

【温室効果ガス排出削減計画書制度】

- ・事業所全体でのエネルギーの使用量や使用状況等が見える化し、省エネなどの温暖化対策に効果的に取り組むため、3年間の対策と目標を定めた計画書を作成し、毎年度報告します。
- ・補助金申請の際、補助対象事業（省エネ設備導入）を含めた、事業所全体で3年間に実施する温室効果ガス削減のための計画書を提出していただく必要があります。

< 事業スケジュール >



< 省エネ相談できます >

補助金の内容や書類の作成方法などを含め、省エネ対策全般の相談を受け付けています。条件の詳細など、省エネ相談窓口まで、お気軽にご連絡ください。

しずおか省エネ相談窓口

- 支援内容：省エネ診断、CO2 排出量把握、削減計画の策定 等
- 事業者負担：無料
- お問い合わせ：一般社団法人静岡県環境資源協会

E-mail shoene@siz-kankyuu.or.jp / TEL 050-3528-8042（受付時間 平日 10時～17時）

まずは相談！
サポートします
無料